

學問の自由權

——(日本國憲法第二十三條の解釋)——

田 畑 忍

(一)

日本國憲法第二十三條は、「學問の自由はこれを保障する」と規定している。その英譯は、*Academic freedom is guaranteed* となつてゐる。かくの如く、日本國憲法は、國民の精神的な活動の自由を保障する目的を以て、第十九條で思想及び良心の自由權を設定し、また第二十條第一項で信教の自由權を設定するとともに、學問の自由權を設定しているわけである。すなわち、この三條項が相寄つて、日本國民の精神的自由を保障せんとするものである。従つてそれらの三條項が相互に關連性のあることは言を俟たない。それ故、學問の自由權を思想の自由權の中に含まれたものであるとする説もある〔註解日本國憲法〕上卷四五頁及び。然し、兩者の關連にも〔清宮四郎編「憲法」一二三頁等參照〕。かくわらず、それらのものは別の規定による別の自由權の規定である、と言わねばならない。帝國憲法に於ては、信教の自由權についての規定は設けられていたけれども、思想及び良心の自由權と學問の自由權については、未だ其の設定するところではなかつた。故に、他のそれらの精神的自由權は、日本國憲法の新たに設定したもので

あることは明らかである。

アメリカ合衆國憲法も舊式のものであるから、この種の規定は未だ設けられてはいない。また新しい形式のソヴェト社會主義共和國連邦憲法にも、この種の自由權は保障されているところではない。然しドイツ連邦共和國憲法（西ドイツ憲法）は、ワイマール憲法の傳統を繼承して、其の第五條に表現の自由とともに藝術と學問の自由權の規定を設けている。同様にドイツ民主共和國憲法（東ドイツ憲法）もまた、其の第三十四條で藝術と學問の自由權を保障している。イタリー共和國憲法も、其の第三十三條に於て、藝術と科學とそれらを教授することの自由を保障するのみならず、各學校の自由（教育機關の自治權）を認めている。しかしフランス第四共和國憲法には、戦後の憲法たるにもかかわらず、學問の自由權の規定の設定がなされていない。これに反して、中華民國憲法は、其の第十一條で講學の自由權を言論著作及び出版の自由權とともに定めていた。また中華人民共和國憲法も同様に、科學の研究文學藝術の創作、およびその他の文化活動を行う自由權についての規定を設けている（九十）。また大韓民國憲法は、良心の自由（十二條）及び學問と藝術の自由（十四條）を認めているけれども、思想の自由については定めていない。朝鮮民主主義人民共和國憲法も、同様に科學と藝術の自由權を設定している。同じく人民民主主義國家であるユーゴスラヴィア憲法も、其の三十七條に於て、科學活動と藝術の自由を保障するとともに、科學と藝術を援助すると定めている。然るに、ブルガリア憲法は、かくの如き學問等の自由權を設定せずして、科學藝術の發展について國家的配慮について規定しているのにすぎない。また「第三勢力」のインド憲法は、良心の自由（二十條）を宗教の自由權として設けているけれども、未だ學問の自由權を保障する規定をもつ

ていないのである。

以上に見る如く、學問の自由權は、國によつて、その國の形態の如何とは無關係に、これを設定しているところと、設定していないところがあるわけである。いづれにしても然し憲法によつて學問の自由權を設定している國家に於ては當該國家が國民の學問の自由を侵し得ないし、國民は國家が學問の自由を侵してはならないことを、國民の權利として主張し得る。このことは國の何れたるを問はずして明らかである。もちろん、條件のついている場合(例えばドイツ連邦共和國基本法五條三號及びドイツ民主國憲法三四條二項參照)と、ついでいない場合(例えば日本國憲法の場合)とはおのづから異つてくる。然しこゝでは、主として其のような比較検討を目的とするのではなく、もつばら日本國憲法の定むる學問の自由權について、其の規定の法意を明らかにしようとするのである。

(二)

日本國憲法第二十三條の規定している「學問の自由權」の學問も、他國家の定めている場合の同種の自由權の學問又は科學も、同じ意味のものであることは言うまでもない。

然らば、その場合の學問とは何であるかが先ずここで問われねばならない。もつとも、多くの憲法學者は當然自明のこととしてこのことに關説していない。然し佐々木惣一博士によれば、「學問とは、人が眞理を探索する意識作用である。何が眞理であるかについて思索し、或るものを以て眞理であるとするものである」(佐々木惣一「改訂日本國憲法論」四〇九頁)とせられている。また田上教授は極めて簡単に「眞理の認識」だとされている(田上稜治「憲法」原論「一二〇頁」)。また俵教

授も「眞理の探究を目的とする」ものだとせられている（俵靜夫「日本國憲」法概論「四九頁」）。また一圓教授も「眞理を探究する意識である」とされている（一圓「億憲法」要論「一八〇頁」）。私も、學問とは體系的な知識を探究し以て眞理を究むることであると考へてきた。もちろん哲學も科學もが其の中に入る（拙著「憲法學」一三五頁參照）。すなわち、客觀的に見れば、學問とは、人間の意識（知・情・意）のうちの主として其の一つたる知識の體系化せられたるものを言うのである（拙著「憲法學」三頁以下及び「法學概論」等參照）。然し、それらの知識形態は、すべて眞理に方向づけられているものであり、眞理を含んでゐるものであるけれども、眞理そのものとは言えない。多く眞理的なる學問もあり、然らざるものもあるからである。故に眞理そのものと學問とは、同じものではなくて、別のものである、と言わねばならない。

すなわち主體的に見れば、學問とは、人間が其の意識の作用として、客觀的な知識形態たる學問を志してこれを探求し、眞理に到達せんとする精神的行爲にほかならない。言い換えれば、學問をする、と言うことを主體的には學問とも言うのである。日本國憲法が「學問の自由は」と言つてゐるのは、すなわち「學問をすることの自由は」と言う意味で言つてゐるのであつて、動的な精神的作用の一つを言うのである。従つて、其の結果として客觀的に存在するにいたつた學問それ自體を言つてゐるのではない、と解すべきである。このことは他の自由權の規定についての解釋に於ても異なるところはない。すなわち信教の自由にしても、良心及び思想の自由にしても、集會・結社・言論・出版其の他いつさいの表現の自由にしても、みな同じことであつて、すべて動的ならざるものを意味してゐるのではない、と解すべきである。

(三)

日本國憲法に言う「學問」が、「學問をする」ことを意味するものであることは、右に述べた如くであるが、次ぎに「學問の自由」とは、如何なることを言うのであるか、と云うことを明らかにしなければならぬ。

佐々木博士によれば、「學問の自由は、(一)先ず、右の眞理探求の意識作用そのものの自由である。人が眞理を發見しようとして思索し、又、或るものを眞理であるとすることは、人の内心の作用であるから、國家でも、その内容そのものに、直接に干渉することは、不可能であつて、法の範圍の外にある。これに影響を及ぼす虞のある外的手段を行うことは、憲法により許されないのである。これを學問の自由における研究の自由という。(二)次に、右の眞理探求の結果として、眞理への思索及び眞理とするものを發表することに對しても、干渉し得ない。これを研究の發表の自由という。教授の自由も發表の自由に屬する」(佐々木惣一「日本國憲法論」四一〇頁)。

以上に引用した佐々木博士の所説の如くに、學問の自由を廣義に解するのが今日の通説、否おそらくは學者の一致せる説であつて、正しいと言えよう。美濃部博士も「學問の自由 (academic freedom) は學問の研究の自由と其の研究の結果を發表することの自由とを包含するものであるが、苟も眞に學問として即ち眞理の探求として認むべき限り、假令時の政府の政策又は思想に適合しないとしても、國家の權力を以て之を壓迫するを許さないことが、本條の趣旨の存する所である。往年の軍閥政府が學問の研究に對し種々の抑壓を加えたが如きは新憲法の固く禁止する所である」(美濃部達吉「日本國憲法原論」一九九頁)と説いている。田上教授も「學問の自由は當然に、研究活動の

自由とその結果の發表の自由を含む」(田上、前掲書一)と説いている。鵜飼教授も大體同様の説をとつている(鵜飼信成「憲法」七九頁)。また鈴木教授は、研究の自由の中に討議の自由のあるべきことを特に強調している。曰く「學問の本質は、眞理の探求・發見にある。そのためには、いかなる思想、學説といえども、自由に研究されねばならぬ。學問の研究は、學者相互の理論的討議および協力を必要とする。研究の自由が、かゝる發表、討議の自由をふくむこと言うをまたない」(鈴木安藏「憲法」概論「一四四頁」)。同じく、學問の自由を廣義に解する大石教授は、研究の自由について、とくにこれを「研究對象選擇の自由及び研究方法選擇の自由を意味する」(大石義雄「憲法」一七七頁)として、その點を詳説している。その他我が國の憲法學者で、この學問の自由を狹義に解する説をとる者は、おそらくはないであらう。法哲學者の尾高朝雄教授も「第二十三條の保障する學問の自由は、當然に研究の自由と發表の自由とをあわせ含むものと見なければならぬ」(尾高朝雄「學問の自由」(國家學)會雜誌六三卷七・八・九號)と言つてゐる。

ところが、ドイツ連邦共和國基本法の場合について見ると、藝術の自由とともに保障されている學問の自由は、狭く別々に規定されていることが知られる。すなわち「Kunst und Wissenschaft, Forschung und Lehre sind frei」となつていて、科學と研究と學説とを區別して、それぞれの自由を保障するとしてゐるわけである。ドイツ民主共和國憲法も、學問の自由と其の教授の自由とを分けて規定してゐるのである。すでに見た如く、他の國にも同様の規定方式のものが存在する。結局は然し同じことになるのではあるが、日本國憲法の場合には、そのような區別を設けずして、單に「學問の自由は、これを保障する」と簡單な表現形式によつて定められてゐる。故に、そこに保障されている學問をすることの自由は、學者の殆んど一致せる解釋の如く、必ず廣義に解

されなければならぬ。従つて、學問を研究することの自由、すなわち學問の研究にさいして國家が壓迫干渉等を研究者に對して加えてはならないとする拘束を受けることになる内容をもつた研究者の自由はもちろん、研究の結果を發表し教授又は講義をすることの自由、すなわちすべて研究の發表にさいして國家がこれを壓迫干渉し得ないと言ふ拘束を受けざるを得ないとする内容をもつた研究發表者の自由をも併せ含むものと解しなければならぬのである。それ故、これを研究だけの自由であるとするのも、研究發表だけの自由であるとするのもともに誤りである、と言わなければならぬ。と同時にそれは學問にかんしての精神的自由權であつて、其の行為的自由權でないことを知るべきである。

日本國憲法は、要するに、以上に述べたような廣範圍の學問の自由權を保障しているものであるから、國家は學問の研究に従事する日本國民に對しては、國家の欲せざる傾向のものに對しても、國家の欲する傾向のものに對すると同様に、これを抑壓又は干渉又は制限を加えることを許されないわけである。教育基本法第二條に「：學問の自由を尊重し：」云々と規定している學問の自由も、もちろん同じ意味のものであつて、憲法の學問の自由權の設定の結果としてのそれは法律規定にほかならない。もちろん、かくの如き學問の自由權は、ひとりいわゆる學者にのみ保障されているものではない。況んや大學人にのみ保障されているものではない。廣く全日本國民に其の學問をする場合について認められている自由權であることは、佐々木博士及び「註解日本國憲法」上卷(四五)九頁(四五)の見解の如くである。従つて、尾高教授(學問の自由「國家學會」雜誌六三卷七・八・九)の如くに、狭くアカデミックフリードムとして、「大學の自由」としてこれを解することは、日本國憲法が學問の自由權を設定した趣旨に副うもので

はないと言わねばならない。また學問の自由權は、他の自由權とも同様に、國民個人に與えられているものであつて、大學とか或る教育機關とかに與えられているものでないことももちろんである。すなわち日本國憲法第十一條が「國民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない。この憲法が國民に保障する基本的人權は、侵すことのできない永久の權利として、現在及び將來の國民に與えられる」として、この趣旨を明示しているが如くである(尙日本國憲法九十七條參照)。しかしながら大學はとくに學問研究の場所であるから、學問の自由權の設定が憲法でなされている場合と、なされていない場合とは、非常な相異がある。すなわち、學問の自由權が個々の國民に許容されている場合には、大學の自由又は自治の顯現は容易となる。すなわち法律は、憲法にしたがつて、大學に對しては、とくに大學の自治を定めねばならないことになるからである。否、大學以外の教育機關に對しても自治を認めるべきが憲法の趣旨であるが、とくに自治を不可缺的に必要とする大學の場合に、この憲法の規定は輝きをもつ。かくして例えば教育基本法第二條の如き、また學校教育法第五十二條第五十九條第六十條の如き、教育委員會法第一條の如き、また大學基準の如き、すべてかくの如き趣旨に由る立法たるのである。學問の自由と大學の自治及び自由とに緊密な關連のあることは、もとより明らかであるけれども、兩者を混同することの妥當でないことも亦かくして明らかであろう。このことは、さきに觸れたイタリー共和國憲法第三十三條第五項を對比して見れば、更にいつそう明らかとなるであろう(本稿第一節參照)。

また、學問の自由の中に、教授することの自由のあること、及びその結果として間接的に大學の自治を確立せしめるにいたるものであることは前述の如くである。が、然しそれは、もちろん學問の研究と直接に關連してい

るものでなければならぬ。従つて教授することの自由は、教育の自由ではないし、また教育機關の自由ではない。故に教授の自由と、教育の中立性と言うことは矛盾するものではない。すなわち教育機關については、教育機關は、國民の、特に教育機關に所屬する國民の、學問することの自由を侵してはならない、と言う拘束を受けているのだと言う法意をもつて注意する必要がある。この意味に於て、教授の自由に對して教育機關の不自由があるわけであり、かくして教育機關の不自由が教授の自由と研究の自由を保障することになつてゐるのである、と言うことができるのである。教育基本法第八條第二項のいわゆる教育の中立性にかんする規定の如きも、實は日本國憲法にしたがつて、教育機關が教員の學問の自由権を含んでの政治的自由権を保障した規定である、と言うことを知らねばならない（田畑忍編「必携日本國憲法」中の拙稿）。「教育の政治的中立性について」参照。

(四)

學問の自由権を自由権の一種であり、またすべての自由権も基本的人権の一種であることは、言うまでもないことである。したがつて、基本的人権についての原則的規定は、また當然に學問の自由権についても妥當する筈である。然るに基本的人権については、日本國憲法の第十二條に原則的規定の一つとして制限の規定が設けられている。この基本原則は、それ故學問の自由権についても妥當するのが當然であると言わねばならないし、且つまた當然であるかの如くに見える。然し問題は第十二條の規定それ自身の解釋と、すべての基本的人権の規定との關係如何と言う點にある。私の見るところによれば、第十二條の基本的人権制限の規定は、言うまでもなく基

本的人權全體について制限される場合のあることを定めた規定である。然し悉くの基本的人權が悉く制限されねばならないとすることを定めた規定ではないと言うこと、これは他の規定についても言えることであるが特に重要である。言葉を變えて言えば、基本的人權の中には、個々の基本的人權のそれぞれの性質上、制限の中の割合に大なるものもあり、また制限の中の小なるものもあり、さらにまた全然制限されることのないものもある、ただ基本的人權全體としては制限を受けることあるべきことを第十二條が定めているのである、と言うことになるわけである（以上については田畑忍「憲法學」一二三頁以下及び田畑忍「法と政治の實踐」中の「基本的人權の思想」二二二頁參照）。

ところで第十二條は、「この憲法が國民に保障する自由及び權利は、國民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならぬ。又、國民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」と規定している。すなはち、この第十二條は、基本的人權について、國民は其の不斷の努力によつて、これを保持しなければならぬ義務とともに、これを濫用してはならない義務と、常に公共の福祉のためにこれを利用すべき責任を、國民に負わしめているのである。然かも第十三條の規定にしたがい、公共の福祉に反しないかぎり、國家は立法その他の國政の上で、國民の基本的人權について最大の尊重をしなければならないし、したがつて公共の福祉に反する場合と雖、この權利を無視してはならないわけである（前掲拙著參照）。

然らば、第十二條の制限規定と學問の自由權との關係は如何であらうか。ドイツ連邦共和國基本法第五條の如くに「學說の自由は憲法に對する忠實を免除するものではない」と定めておれば、學說の自由にかんするかぎり、かくの如き制限のあることが明らかであり、またドイツ民主共和國憲法第三十四條の如くに、「……特にこ

の憲法の規定及び精神に反する目的のために濫用されぬようにつとめる」と定めておれば、學問及び教授の自由についてかくの如き限界のあることは極めて明瞭である。然るに、日本國憲法第二十三條の規定には、かくの如き限定的規定が設けられていない。それ故、日本國憲法の場合、學問と其の自由の本質にしたがつて、學問の自由と叙上の如き法意の第十二條との關係を理解する以外に道はないのである。

すでに見た如く、學問の自由及び自由權には、研究の自由及び自由權と、研究の結果の發表の自由及び自由權とが區別せられる。右の二種の學問の自由權は、何れも國民が不斷の努力によつてこれを守るべきものであることももちろんである。然るに、其の中、研究の自由權は、其の内容に本質的に固有する性質に鑑みて濫用され得るものでもなく、また公共の福祉に反し得るものでもない。故に、研究の自由權を、國家が右の理由によつて制限することは如何にしても憲法上許されるものではない。また憲法上他の理由によつて制限することのできないものであることは、他のすべての自由權の場合と同様であつて、論ずるまでもない。要するに、これを一言にして言えば、學問の自由權のうちの研究の自由權は、國家がこれを絶対に制限することのできない性質の自由權である、とすることになる。この點に於て、それは、犯罪者や被疑者に對する、例えば第三十六條の定める身體の自由權が絶対に制限され得ない性質の自由權であるのと同じである、とすることが出来る。たゞ研究の自由權は、およそ國民が學問をする場合に、その國民に對して認められている絶対無制限の自由權であるのに對して、身體の自由權は、およそ國民が犯罪に陥つた場合又はその被疑者となつた場合に、その國民に認められている絶対無制限の自由權たるところに、相異が見られるだけである。

しかるに、學問の自由權のうち、研究發表の自由權の場合には些か異つてくる。然し、これについて、佐々木博士の學説は、人權一般に對する公共福祉主義による制限を認められるにかかわらず、次の如く、研究發表の自由權も、研究の自由權と同様に制限されないものであるとせられている。曰く「學問の研究の發表は、それが眞の學問の研究であるものの發表である限り、これを束縛されるべきでない。公共の福祉ということを理由としても、束縛されない。何故かというに、學問が自由に爲されることそのことが、公共の福祉である、と考えられるからである。たゞ、學問即ち眞理探求そのことを目的としてするのではなくして、他の目的のために發表することは、別に公共の福祉との關係において、束縛されることが考えられる。研究の發表であつても、眞理の探求そのことのためのもの即ち學問であるかどうかを知るは、時に困難なことがある。學問的研究を爲すことを使命とする人や施設により爲される研究は、眞理探求のためにするものである、と一應推定されなくてはならぬ」

(佐々木惣一「日本國憲法論」四一〇頁尙)。ところが、學問の自由權のみならず、自由權のすべてについて極端な主張をお一圓一億「憲法要論」二八〇頁參照)。

する者に長谷川正安教授がある。すなわち同教授は基本的人權一般の無制限性を説いている(同「基本的人權と公」共の福祉理論」參照)。

これに對して、多數の法學者は全く異つた見解をとつている。例えば尾高教授は「學問の自由をあくまでも肯定し、支持するということは、學問の自由の無限界性を主張することではない。前に述べたように、學問の名にかくれて政治鬭争や政治的宣傳を學園の内部にもち込むことは、許さるべきでない。それもまた、そのような行動が、研究とその發表とを通じて客觀的に眞理の追求につとめるといふ、學問それ自身の本質に反するからである。しかも、個々の具體的な場合について、どこに學問活動と非學問活動との限界線を引き、どこにその限界線

を逸脱した行爲があつたかを認定するという仕事は、學問の研究にもつばら従事しているところの大學の自主的な判断と責任とにゆだねらるべきである」(尾高教授の暗示)「學問の自由」と言つてゐる。もちろん、同教授はこの引用文によつて明らかなる如く、其の主張の大半を、學問の自由權の問題とは直接には別のことについて、言及されているのである。しかし要するところ、その主張が佐々木博士と異つて、學問の自由權一般の限界性を説かんとするものであることは言うまでもない。

清宮四郎編「憲法」(同、一) 二四頁では、「研究および發表は、性質上、外的權威から干渉さるべきものではなく、學問が自由になされること自體がいわゆる公共の福祉に一致するのであるから、抽象的な公共の福祉の名のもとにこの自由に制限を加えることは、ありえないのである」としながら、「たゞ學問の自由が眞理の探究・發表という固有の範圍を逸脱し、特定黨派の宣傳をしたり、もしくは猥褻文書の頒布などをなした場合、懲戒處分に附され、犯罪として處罰されることはありうる。しかし、學問活動なりや特定黨派の宣傳として非學問的活動なりやを判定するのは、學問の立場からなさるべきで、みだりにその判定基準を立法で定めたり、具體的な適用を行政權の判断にゆだねるべきではない。そこに大學の自由(自治)の根本義がある」と説いている。すなわち、それは、結論に於て尾高教授の説と同じもので、其の意圖とは別に學問と政治活動とを同視し、また學問の自由と大學の自治とを混同しているものであり、ただ立論の始めだけを佐々木博士の所説に據つていふと言つた觀がある。従つて其の理論は一貫性を缺除しているように思われるのである。

美濃部博士も、其の「日本國憲法原論」に於て、同様に學問の自由權の限界性を説いている(同書、一) 九九頁。曰

く「學問的研究たるが如き外形を装い其の實は公共の福祉に有害なる思想を宣傳するに止まるものの如きは、之を抑制することは固より當然で、本條は敢てそれをまで許さざらんとするものではない」。盛教授（「日本國憲法講義要項」一〇頁）、田上教授（同、前掲書參照）、大石教授（同、前掲書參照）、柳瀬教授（柳瀬長幹「基本的人權と公共の福祉」）等々も全面的に制限説をとつてゐる。渡邊教授も學問の自由權を絶對の自由權であると斷定しながら、「一般に公共の秩序を維持するための拘束を受けることは、すべての憲法上の自由權の保障が、公共の福祉に反しないことに條件づけられることの當然の結果である」（渡邊宗太郎「日本國憲法要論」一四頁）となしてゐる。ただ田上教授は、制限を最小限度に止めなければならぬ、と特に説いてゐる。鈴木教授（前掲「憲法概論」及び「憲法」）、宮澤教授（前掲「憲法大意」）及び鵜飼教授（前掲「憲法」）はこの點を明確にされてゐない。

(五)

私は、さきに（本稿の第 四節參照）、學問の自由權のうちで、研究の自由權が絶對無制限の自由權であるのか、わらず、研究發表の自由權については些か異なるものがあると言つたが、眞の學問の研究の發表は、良心及び思想の自由權や研究の自由權や身體の自由權と同様に、公共の福祉等を理由としてももちろん制限されないものである、と考へてゐる。それは、眞の學問の研究の發表は、全く公共の福祉のために存するものであつて、決して公共の福祉に反することのあり得べからざるものである、と考へられるからである。

然しながら、眞の學問の研究の發表の名に於て、それが濫用せられることのあり得るものなることはこれを認

めなければならぬ。すなわち、かくの如きものは、憲法上當然に第十二條の制限の對象にならざるを得ないものである。たゞ問題は、當該研究の發表が眞の學問の研究の發表であるかどうか、又は濫用でないかどうかを知り又は決定することの困難な場合のあることである。もちろん大學或いは研究所等の學問的場所に於ての發表については、濫用の問題はすこしも生じ得るものではないが、かくる學問的場所以外の場所に於ての發表の場合には、その發表は、いわゆる學者によつてなされるものであつても、又は學者でないとせられる者によつてなされるものであつても、眞の學問の研究の發表なりや否や、又は濫用ならざるや否やの難問題を生じることが起り得るのである。

然しかゝる困難な場合は、起り得ることではあつても、稀有と言つてよい。且つまた、かくる問題の場合の中のおそらく大部分は、學問の自由權ではなくて、他の自由權（例えば表現の自由權や政治權等）の問題になるであらうと思われるのである。従つて、かかるものは、純粹の學問の自由權の問題としてではなく、他の自由權の制限の問題として論じられるべきことになるであらう。然し、表現の自由權や政治權等の説明は特にこゝで觸れる必要はないであらう。

要するに、研究の發表の自由權は、右の如き意味に於て、其の濫用については、一應第十二條の制限の對象になると考えられるわけである。けれども、其の稀有の濫用の場合に備えてこれを制壓することを立法其の他の國政の上で考えることは賢明ではない。それよりも、寧ろ制限に便乗する傾向の強い權力の濫用を防止することに於て配慮することの方が、遙かに憲法に忠實である、と言わねばならない。それ故、憲法の精神から言へば、

むしろ一般に制限しない建前を堅持すべきものであろう、と考えられるのである（田畑忍「憲法學」及び「講和後の基本的人權」參照）。

また、學問の研究に従事する國民としては、他の國民とともに、學問の自由權についても自ら進んで「不斷の努力によつてこれを保持しなければならぬ」（日本國憲法）（十二條前段）義務のあることを特に銘記すべきであらう、と考えるものである。